

神 監 1 第 103 号
令 和 2 年 6 月 8 日

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	た	だ
			か	ず

弁護士委託料の支出に関する住民監査請求の監査結果について（通知）

令和2年4月17日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

請求人から令和2年4月17日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の趣旨

請求人が控訴した「令和元年(行コ)第127号情報公開請求に係る非公開決定処分取消請求控訴事件」(以下「当該事件」という。)に係る弁護士委託料に関する支出負担行為について、法令違反の事実があることから監査請求を求める。

(1) 対象の財務会計上の行為等

訴訟代理人である弁護士への委任の必要性及びその訴訟代理人に対する弁護士委託料に関する支出負担行為。

(2) 違法又は不当な理由等

ア 第1審の弁護士を訴訟代理人として委任状を交付しているが、その選任根拠が不明確である。地方自治法第153条の規定に基づき、神戸市長は補助職員を指定代理人とすることも可能であるが、所要経費面等から検討されていない。困難度は軽易と判断している事実からも第1審と同じ弁護士に委任する必要はないと考える。公金の支出であることから慎重に代理人の選定を行うべきである。

イ 弁護士の報酬は、私法上の契約であり、民法が適用されるが、神戸市は普通地方公共団体であることから、地方自治法等の法令を遵守しなければならない。

支出負担行為について、地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これを支出しなければならない。」とされており、契約の締結については、同法第234条に規定され、公金の支出については、厳正かつ確実な処理が求められているが、本件は、訴訟費用の金額や支出方法等について委任契約を締結すべきであるところを委任状のみで処理している。また、当該契約を随意契約とした理由が記載されていない。

ウ 弁護士報酬等支給の事務処理基準(昭和51年11月総務局長決定。以下「事務処理基準」という。)の運用に重大な瑕疵がある。報酬金は、訴訟事件が終結した場合に支払うと規定しているが、裁判の終結は一般的に判決が確定することを意味しており、終結の意味が不明確である。また、報酬金の請求書に終結を確認できる書類が添付されていない。さらに、事務処理基準の別表第1の備考4に報酬金は、完全敗訴した場合は支給しないとの規定がある。

事務処理基準の別表第1第2号に規定する行政訴訟事件の着手金及び報酬金の額は、困難度で5段階に区分されているが、事前に法務支援課長が判断することに疑問がある。

エ 神戸市会計規則は、支出命令に係る事務を支出担当者である法務支援課長に委任している。本件の着手金及び報酬金の支出について、債権者の請求書のみで支払いを行い、契約書等に基づいた支出負担行為に係る債務の確定、確認を行っていない。また、弁護士委託料に係る消費税を神戸市が納付する理由が不明である。

オ 憲法第 92 条の地方自治の基本原則の規定による地方自治の本旨に基づく、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方財政法第 4 条第 1 項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定の趣旨に反しており、神戸市は事務処理を怠っている。

(3) 神戸市の損害等

指定代理人として神戸市の職員が職務で担当した場合は、弁護士費用は必要ないため、神戸市が支出した当該事件に係る弁護士委託料である概算 44 万円の損害がある。

2 請求する措置の内容

よって、次のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

(1) 弁護士等の報酬は、法令に基づき委任契約を締結すること。

理由 支出負担行為、支出事務にあたっては、地方自治法、会計規則等を遵守しなければならないが、委任契約を締結せず委任状のみで支出負担行為を行い、着手金及び報酬金の支出を請求書のみで行っている。

(2) 弁護士報酬等支給の事務処理基準を法令に適合するように改定すること。

理由 弁護士報酬等支給の事務処理基準の規定に意味が不明確な点等があり、運用に重大な瑕疵がある。

第 2 監査の実施

1 監査の対象

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等については、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書類の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合して特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されており、他の事項から区別し、特定して認識できるように個別具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日判決、最高裁判所平成 16 年 11 月 25 日判決、最高裁判所平成 18 年 4 月 25 日判決)。具体的には、監査委員において住民監査請求の対象を特定するために調査を要することなく、当該請求において具体的にいかなる財務会計上の行為等が問題とされているかを理解することができ、当該行為等について違法又は不当を判断するだけでよい程度まで特定されていることが求められる。それゆえ、監査委員が監査を実施するために、その対象を選択しなければ

ならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ、監査を実施することができないようなものは、請求の特定を欠くものとして不適法である。

この点、請求人は、請求書に「神戸市長は補助職員に訴訟代理人とすることも可能であるが、所要経費面等から検討されていない。」、「弁護士報酬等支給の事務処理基準の運用に重大な瑕疵がある。」、「地方自治法第 232 条の 3、同法第 234 条等の法令を遵守しなければならないが、委任契約を締結するところを委任状のみで処理している。」、「着手金・報酬金の支出について、債権者の請求書のみで支払いを行い、契約書等に基づいた支出負担行為に係る債務の確定・確認を行っていない。」と記載しており、対象となる行為と違法事由を特定している。

以上により、監査の対象を、当該事件に係る訴訟代理人である弁護士への委任の必要性及びその訴訟代理人に対する弁護士委託料の支出の手續に違法又は不当な点があるか否か、とする。

2 監査の実施

行財政局の関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。請求人に対しては、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 26 日に陳述の機会を設けた。

なお、立ち会わせるべき特段の論点がないことから、同条第 8 項の規定による、行財政局の関係職員からの事情聴取への請求人の立会い及び請求人からの陳述への関係職員の立会いについては、必要がないものと判断した。

また令和 2 年 5 月 26 日に新たな証拠の提出があった。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 当該事件に係る訴訟代理人である弁護士への委任について

令和元年 10 月 3 日付けで、都市局長から行財政局長に対して、本件住民監査請求書に添付されている「代理人の選任について」により、行財政局において代理人を選任するよう依頼している。これを受けて行財政局において、令和元年 10 月 16 日起案の「訴訟代理人の選任」決裁により、選任する弁護士を決定のうえ、委任状を作成し、令和元年 10 月 21 日付けで、当該弁護士の所属する弁護士事務所に交付している。

なお、当該事件に係る訴訟代理人である弁護士と神戸市長との間で、争訟事件の依頼等に関する協定書を平成 27 年 4 月 1 日付けで締結している。

(2) 弁護士委託料の支出について

前述の「訴訟代理人の選任」と併せて、令和元年 10 月 16 日付けで「弁護士委託料（着手金）の支出」について起案し、着手金 220,000 円の支出負担行為書の決裁を得ている。当該支出負担行為書に基づき、債権者からの請求書を添付した令和元年 11 月 28 日起案の支出命令書により、債権者である弁護士事務所に対して、令和元年 12 月 4 日に着手金が支払われている。なお、当該起案文には、支出金額の根拠として、事務処理基準の第 2 条第 1 項第 1 号及び別表第 1 第 2 号（行政訴訟事件）によるものとし、「争点の数が多くないこと等事件の性

質を考慮し、困難度は第一審と同じく軽易とする。」としている。

また、令和2年2月4日起案の「弁護士委託料（報酬金）の支出について」により、報酬金220,000円の支出負担行為書の決裁を得ており、債権者からの請求書を添付した令和2年2月7日起案の支出命令書により、令和2年2月18日に報酬金が支払われている。なお、当該起案文には、「令和2年1月23日付けで、相手方の控訴を棄却する（本市勝訴）判決が言い渡されたことにより、事件が終結」したため、報酬金の支出を行うものとされており、その確認書類として、当該事件の判決文が添付されている。

2 当局の説明

行財政局からは、次のとおり説明があった。

(1) 当該事件の経過について

請求人は、平成29年12月21日に神戸市情報公開条例に基づき、3件の公文書の公開請求を行ったが、3件のうち1件については、保存年限が過ぎており、既に当該文書を処分していたため、所管課（みなと総局工務課（現・都市局工務課））において、公文書を保有していないことを理由として、公開しない旨の決定（以下「本件非公開決定処分」という。）がなされた。

請求人は、平成30年1月10日付けで本件非公開決定処分の取消しを求める審査請求を行った。当該審査請求については口頭意見陳述を実施したうえで、神戸市情報公開条例に基づいて神戸市情報公開審査会に諮問され、平成30年11月15日付けで請求を棄却する裁決がなされた。なお、行政不服審査法第16条に基づき本市が定めている、裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間は1年であり、この期間内に裁決がなされている。

請求人は、裁決手続が遅延したと主張し、平成30年10月15日付けで神戸地方裁判所に本件非公開決定処分の取消しを求める行政訴訟を提起したが、令和元年8月27日に請求を棄却する判決が言い渡された。

請求人は、当該地裁判決を不服として、令和元年8月29日付けで大阪高等裁判所に控訴を提起したが、令和2年1月23日付けで控訴を棄却する判決が言い渡された。

請求人は、当該高裁判決を不服とし、令和2年1月23日付けで最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っており、令和2年5月14日付けで最高裁から神戸市長あてに事件記録の送付を受けた旨の通知があった。

(2) 当該事件に係る訴訟代理人である弁護士への委任の必要性について

本市の権利又は義務関係を争う訴訟の遂行において、裁判所の判断材料となる当事者の訴訟行為は重要であり、訴訟手続に不慣れな本市職員のみを指定代理人として対応することは、多大な労力と危険を伴うものであることから、法律の専門家に対応してもらうことが望ましいと考えており、原則として全ての争訟事件において訴訟代理人は弁護士を選任して委任している。なお、訴訟代理人の選任にあたっては、個々の具体的な訴訟の種類や性質等の内容に応じ、委任候補弁護士の実績、得意分野、委任状況等を総合的に検討し、訴訟代理人を選任している。

例外的に、訴訟の結果が他の案件等に与える影響が著しく低い事件や訴訟の目的物の価額が著しく低い事件などの極めて軽易な訴訟について、弁護士に委任することなく、職員のみ

を指定代理人として対応することがある。

本件は、行政の公権力の行使の適法性等を争い、その取消しを求める行政訴訟であって、訴訟の結果が他の事務等に与える影響が著しく低いと評価できる案件ではない。また、このような行政訴訟について、職員のみで対応した経験のある職員はおらず、職員だけで訴訟対応を行うことは困難であった。したがって、専門性や実績等を考慮して、当該事件を弁護士に依頼することとしたのは適切である。また、控訴審（第2審）では第1審と同一の事案について対応するため、基本的に第1審で当該事案を対応した弁護士に委任することが合理的である。

なお、報酬額の決定にあたって、事務処理基準で定める報酬区分における困難度を軽易としているが、これは弁護士に依頼する事件のなかでの困難度の評価であり、職員のみで対応が可能な軽易な事件と判断しているものではない。

(3) 弁護士委託料の支出について

ア 委任契約について

当該事件において、裁判所から訴状等が本市に届いてから、当該事件の所管課である都市局工務課において応訴する旨の意思決定をした後に、都市局長から行財政局長に対して書面で代理人の選任の依頼があった。これを受けて行財政局において代理人を選任し、委任状を作成して当該弁護士の所属する弁護士事務所へ交付している。

当該事件において代理人を依頼した弁護士が所属する弁護士事務所とは、争訟事件の代理人の依頼に関して本市との間で協定を締結しており、本市が代理人を依頼するときは、本市から委任状を交付することで行い、弁護士事務所から特段の通知がなされない場合には当該依頼を受諾したものとすることとしている。当該事件についても、特段の通知はなされなかったため、委任状の交付をもって依頼が受諾されており、その時点で委任契約が成立したものと考えている。

本件の弁護士報酬については、事務処理基準に基づいて報酬額を決定しており、決定した報酬額の請求書を当該弁護士事務所から本市に提出してもらい、行財政局において支出手続を行っている。

請求人が主張する地方自治法第234条は、普通地方公共団体が締結する契約の方法や契約の相手方の決定方法等を定めたものであり、一般競争入札を原則として（同条第1項）、随意契約その他の形式は、政令で定める場合に限るものとし（同条第2項）、上記委任を受けた施行令等において、随意契約の手続等について定めている。

本件委任契約のような訴訟委任契約については、弁護士に依頼することによって得られる成果は、その専門・実績・能力等によって差があることが明白であり、価格だけで判断できないことから、弁護士への委任契約は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）にあたりと解されるうえ、委託料は着手金と報酬金の合計で100万円を超えないことから同項第1号に該当するものとして、随意契約の形式とすることが可能であることは明らかである。

請求人は、弁護士報酬の支出について、委任契約を締結せずに委任状のみで処理していることが地方自治法等の法令に違反していると主張しているようであるが、先に述べたとおり、争訟事件の代理人の依頼に関して弁護士事務所と本市との間で協定を締結しており、本市から委任状を交付して、弁護士事務所から特段の通知がなされない場合には、委任状

の交付をもって依頼が受諾され、その時点で委任契約が締結されたものと考えられるため、委任契約そのものは有効に締結されている。

また、訴訟費用の金額や支出方法等を記載した契約書の作成を義務付ける法令は見当たらない。

さらに、契約書の省略については、神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）において、随意契約の締結の際、契約金額が 100 万円未満の契約をするとき（規則第 23 条第 1 項第 1 号）や、その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき（同項第 5 号）には、契約書の提出を省略して請書を提出させることができ（規則第 23 条第 1 項、第 26 条第 2 項）、また、特に市長が認めるものについては、請書を省略することができる（規則第 23 条第 2 項）。

本件委任契約の内容は、委任状によって明らかであり、弁護士報酬が事務処理基準に明示されているため、契約金額を特定することもできることから、書類の省略を定めた前述の規則の規定等に照らし、契約にあたって委任状以外の書類作成を省略することが不適切と言えるものではない。

債務の確定、履行確認を行っていないとのことであるが、先に述べたとおり、神戸市契約規則等の規定に基づいて訴訟委任契約における契約書の作成は省略しているが、契約そのものは成立しており、本市において事務処理基準に基づいて着手金及び報酬金の支給額を決定し、弁護士事務所に支給額を通知することで、当該報酬の支出負担行為に係る債務を確定させている。

着手金は争訟事件を依頼する際に支払うものであり、神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月規則第 81 号）第 51 条第 2 号に基づいて前金払するため、その支出にあたって履行確認を行う必要はないが、争訟事件が終結した際に支払う報酬金の支出にあたっては、判決文を確認することで履行確認を行っている。

本件弁護士報酬の支出決議や支出命令にあたって、委任状や判決文を確認することによって、当該支出負担行為に係る債務が確定していることを審査、確認しており、債権者の請求書のみで支払いを行っているという事実はない。

したがって、本件の弁護士報酬の支出についての処理は、法令等を遵守したものであり、瑕疵は存在しない。また、本契約は地方公共団体の長の裁量の範囲内での契約であり、裁量権の著しい逸脱又は濫用はない。

イ 弁護士報酬等支給の事務処理基準について

請求人は、訴訟事件の終結の意味が不明確としているが、一般的に、訴訟の終了とは当該訴訟が裁判所に係属しない状態になることを意味するとされており、民事訴訟及び行政訴訟における終了原因は、当事者の意思による取下げや和解等による終了と、裁判所の判断による終局判決とされている。終局判決とは、その審級における裁判を終わらせる最終的な判決とされており、下級審の判決に対する上訴に対する判決までを意味するものではない。

事務処理基準においても、第 2 条第 2 項において、報酬の対象となる争訟事件は、1 審級ごとに 1 件とすると明記しており、訴訟事件の終結という用語を一般的な意味で使用していることから、訴訟事件の終結の意味は明確である。

また、別表第 1 の備考 4 に報酬金は完全敗訴した場合は支給しないとの記載があるとの

ことであるが、報酬金は、争訟事件が終結した場合に、依頼の目的を達成したときに支払う報酬であり、いわゆる成功報酬としての性質を有するため、完全敗訴した場合に支給しないことについて問題はない。

さらに、困難度を法務支援課長が判断することに疑問があるとのことであるが、神戸市長の権限に属する事務の専決規程第7条において、「訴訟、調停その他の争訟の統轄に係る軽易な事項に関すること」が法務支援課長の専決事項とされている。

民事訴訟事件については、当該事件によって得られる経済的利益の額によって報酬額の区分を定めているところ、行政訴訟事件については、請求される内容が行政処分取消し等であり、得られる経済的利益の額が明確ではないことから、事件の困難度を判断して報酬額の区分を定めることとしているが、この困難度の判断にあたっては、事務処理基準の別表第1の備考3において考慮すべき9項目の要素を定めており、争点の数の多さや分野の新しさ、事案の古さ等、客観的に判断できる項目が多いことから、上記の法務支援課長の専決事項の範囲内であるので法務支援課長が困難度を判断することに問題はない。

(4) 地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の趣旨に反し事務処理を怠っているとの指摘について

地方公共団体の長がその代表者として一定の額の報酬を支払うことを約して弁護士との間に訴訟委任契約を締結することは、訴訟委任の目的やその必要性、契約の締結に至る経緯その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられている。

本件において、職員のみで訴訟対応を行うことが困難であることや神戸市契約規則に基づいた処理を行っている等の事情を総合考慮したうえでなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるとは考えられず、本件の訴訟費用の支出について、不必要な経費の支出は行っていないことから、地方自治法や地方財政法の趣旨に反して事務処理を怠っているという事実はない。

(5) 神戸市の損害額について

請求人は、指定代理人として本市の職員が職務で担当した場合は、弁護士費用は必要ないため、本市が支出した当該事件に係る弁護士委託料である概算44万円の損害があるとしているが、職員のみを指定代理人として職務で担当した場合、訴訟手続に不慣れな職員が対応することになるため、担当職員において多大な労力が必要となるうえ、訴訟対応の誤りにより重要な権利を失うなどといった本市に不利な結果を招く危険性が高くなるため、当該事件において弁護士への委任が不要であったとは考えられない。

したがって、弁護士費用は不要ではなく、その支出が損害になるとは考えられない。

(6) まとめ

以上のとおり、弁護士事務所との協定書の締結並びに個別の訴訟における委任状の作成及び交付をもって、訴訟委任契約は有効に締結されており、本市の会計規則等に基づいた手続を行っていることから、弁護士報酬の支出について、法令に違反する処理は行っておらず、是正すべき点はない。

また、事務処理基準は、地方公共団体の長に委ねられた合理的な裁量の範囲内において、本市の争訟事件の代理人を依頼した弁護士に対する報酬等の支給に関して、支給額の区分や

その基準等の必要な事項を定めたものであり、法令に違反する内容は含まれておらず、改定すべき内容や是正すべき点はない。

3 判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、行財政局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 理由「支出負担行為、支出事務にあたっては、地方自治法、会計規則等を遵守しなければならないが、委任契約を締結せず委任状のみで支出負担行為を行い、着手金及び報酬金の支出を請求書のみで行っている。」について

ア 支出負担行為について

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、地方自治法第 232 条の 3 の規定により、法令の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

請求人の主張によれば、本件は委任契約を締結せず委任状のみで支出負担行為を行っていることから、地方自治法等の法令を遵守していないとしている。

契約書に関しては、神戸市契約規則第 23 条第 1 項の規定により、契約金額が 100 万円未満の契約をするとき（同項第 1 号）、その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき（同項第 5 号）などにおいては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができることとされている。また、同条第 2 項の規定により、特に市長が認めるものについては、請書を省略できることとしており、随意契約における請書提出に関する基準（平成 24 年 3 月 20 日市長決定）第 2 条により、次のいずれかに該当する場合は契約書の相手方は請書を提出しなければならないとしていることから、これらに該当しなければ、請書の提出を省略できるものとしている。

- ・印刷物を作成する場合（ただし、著作権の取扱いが明確である場合はこの限りでない。）
- ・口頭での見積り依頼であり納期等で確実な履行を求める必要がある場合
- ・仕様書による見積り依頼であるが所属長において契約の相手方に確実な履行を特に誓約させたい場合

本件は、契約金額が 100 万円未満であること、また、争訟事件の依頼に関して協定書を締結し、委任契約の内容が委任状によって明らかとされており、弁護士委託料（着手金・報酬金）も事務処理基準に明示され、契約金額を特定することもできるため、前述のその他契約書を省略しても支障がないと認めるときにもあたることから、契約書の提出を省略できる契約である。また、本件は、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号、神戸市契約規則第 25 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、随意契約によることができる契約であり、本件は委託料であるため、随意契約における請書提出に関する基準第 3 条の規定により、同基準の適用範囲外ではあるが、随意契約として準拠するものとした場合においても、同基準第 2 条に規定される請書の提出が必要な場合には該当しないことから、請書の提出も省略できる契約である。

なお、本件の契約を随意契約によることができることは明らかであることから、支出に

あたって随意契約の理由が記載されていないことをもって、違法とは言えない。

さらに、訴訟代理人と神戸市との間で締結した争訟事件の代理人の依頼に関する協定書において、神戸市が代理人を依頼するときは、神戸市から委任状を交付することで行い、弁護士事務所から特段の通知がなされない場合には当該依頼を受諾したものとすることとしており、当該事件についても、特段の通知はなされなかったため、委任状の交付をもって依頼が受諾されていることから、その時点で委任契約（支出負担行為）は成立していると言える。

なお、当該委任状には弁護士委託料の金額が示されていないことから、相手方にどのように金額を示しているのか行財政局に確認したところ、事務処理基準に基づいて決定した金額を口頭により示しており、その金額をもって、相手方から請求書の提出を受けているとのことである。

したがって、本件の支出負担行為に関して、地方自治法、会計規則等に反する点があったとは認められない。

イ 支出事務について

前述の委任契約の成立により、支出負担行為の決裁を得て、請求書を添付した支出命令書により着手金及び報酬金の支出手続を行っているが、地方自治法第234条の2第1項で、契約の履行の確保として、契約の適正な履行を確保するため、必要な検査をしなければならぬと規定されている。

本件においては、着手金は争訟事件の依頼の際に支払うもので前金払するため履行確認は不要であり、報酬金は争訟事件の終結により支払うので、判決文の確認等により履行確認を行い、それぞれ請求書に基づいて支出処理をしている。

また、法務支援課職員が訴訟代理人との打合せの同席や裁判所への同行などを通じて、弁護士の履行状況を随時確認していること、弁護士の作成した答弁書を受領していること、弁護士が裁判で主張した内容を踏まえた判決が出ていることなどからも、委任した内容の履行確認はできていると言える。

なお、請求人は、報酬金の請求書に終結を確認できる書類が添付されていないとしているが、請求書に終結を確認するための判決文が添付されている。また、弁護士委託料に係る消費税を神戸市が納付する理由が不明としているが、支給額が消費税及び地方税に相当する額を加えた額でしかなく、当該支出手続の際に神戸市は消費税を納付していない。

したがって、本件の支出事務に関して、地方自治法、会計規則等に反する点があったとは認められない。

(2) 理由「弁護士報酬等支給の事務処理基準の規定に意味が不明確な点等があり、運用に重大な瑕疵がある。」について

ア 訴訟代理人の選定根拠について

神戸市が第1審の判決で勝訴しているとはいえ、控訴審で新たな争点を示されるなど、神戸市において、法律の専門的な知識と能力及び経験を有する弁護士による的確な訴訟対応が必要不可欠なものと判断し、本件事件の訴訟行為を全うするため、これを弁護士に委任することは、適切、妥当なものとして認められるものである。

また、本件委任契約の合法性、相当性について検討すると、本件事件が控訴審であることから、訴訟対応の継続性を保つために、第1審を担当した弁護士を本件委任契約の相手方としたことは妥当なものと認められる。

したがって、弁護士に訴訟代理人を委任したこと、また、その対価として弁護士委託料を支出したことについて、違法又は不当であるとは認められない。

イ 弁護士報酬等支給の事務処理基準の運用について

請求人は、報酬金を訴訟事件が終結した場合に支払うとの規定の終結の意味が不明確であるとの主張であるが、行財政局の説明のとおり、終局判決とは、その審級における裁判を終わらせる最終的な判決とされており、下級審の判決に対する上訴に対する判決までを意味するものではなく、事務処理基準第2条第2項において、報酬の対象となる争訟事件は、1審級ごとに1件とすると明記していることから、訴訟事件の終結の意味は明確である。

また、別表第1の備考4に報酬金は完全敗訴した場合は支給しないとの規定があるとの点についても、行財政局の説明のとおり、問題はなく、当該規定が上訴審も含めた訴訟事件の終結を意味しているものでもない。

さらに、行政訴訟事件の着手金及び報酬金の額を決める困難度を事前に法務支援課長が判断することに関しても、神戸市長の権限に属する事務の専決規程第7条で「訴訟、調停その他の争訟の統轄に係る軽易な事項に関すること」を法務支援課長の専決事項とされていることからすれば、問題はない。

したがって、弁護士報酬等支給の事務処理基準の運用に瑕疵があるとは認められない。

ウ 神戸市の損害について

請求人が主張する地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うにあたり必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという趣旨を明らかにしているものである。

本件弁護士委託料（着手金及び報酬金）は、いずれも相当かつ妥当なものと認められ、正当な理由によって、適正な手続により支出され、違法又は不当なものではなく、その支出が神戸市に損害を与えるものとは言えないので、請求人が主張する各法の諸規定に違反しておらず、この点に関する請求人の主張には理由がない。

第4 結 論

以上のことから、当該事件に係る訴訟代理人である弁護士への委任の必要性及びその訴訟代理人に対する弁護士委託料の支出の手續に違法又は不当な点があるという請求人の主張については理由がない。

よって、措置の必要を認めない。